



三重県公報

令和6年2月27日 (火)

第 493 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
3	生活保護法施行細則の一部を改正する規則	(地 域 福 祉 課)	2
4	三重県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	7
5	三重県立子ども心身発達医療センター条例施行規則の一部を改正する規則	(子ども福祉・虐待対策課)	7
告 示			
122	生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	8
123	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	8
124	生活保護法の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	8
125	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護支援給付のための介護等を担当する機関の指定	(同)	8
126	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	9
127	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	9
128	有害な興行の指定	(少子化対策課)	9
129	土壤汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の指定	(大気・水環境課)	10
130	漁業災害補償法の規定による一定の水域の設定	(水産振興課)	10
131	三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更	(水産資源管理課)	11
132	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	12
133	同件	(同)	13
134	同件	(同)	14
135	同件	(同)	15
136	同件	(同)	16
137	建築基準法第7条の3第1項及び第6項の規定による特定工程及び特定工程後の工程の一部を改正する告示	(建 築 開 発 課)	16
内 水 面 告 示			
1	第五種共同漁業権に係る令和6年度目標増殖量	(内水面漁場管理委員会)	17
公 告			
	土地改良事業の工事の完了	(農地調整課)	18
	農地を利用する権利の設定に関する裁定	(同)	18
	建築基準法の規定による道路の位置指定及びその関係図書の縦覧	(建 築 開 発 課)	18

規 則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年二月二十七日

三重県知事 一 貝 勝 之

三重県規則第三号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（平成十八年三重県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。
第四十二号様式を次のように改める。

第 42 号様式（第 19 号関係）

年 月 日

就労自立給付金申請書

福祉事務所長 宛て

申請者 住所又は居所

氏名

個人番号

下記のとおり、相違ありませんので、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

- 1 保護を必要としなくなった事由
- 2 添付書類
- 3 世帯構成員

氏名	性別	生年月日
		年 月 日 (歳)
		年 月 日 (歳)
		年 月 日 (歳)
		年 月 日 (歳)

4 就労自立給付金振込先

※ この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座を保護費の受取に利用している場合のみ、下記に記載をお願いいたします。

金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支店名 _____ 支店

預金種類 普通預金 当座預金
(該当する□にチェックを入れてください)

口座番号

--	--	--	--	--	--	--	--

 (右につめてご記載ください。)

(カ ナ)
口座名義人 _____

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

(規格A4)

第四十五号様式を次のように改める。

第45号様式（第22条関係）

年 月 日

進学準備給付金支給申請書

福祉事務所長 宛て

申請者（大学等に進学する者）
住所又は居所

氏名

個人番号

進学準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 世帯主の氏名 _____
 - 2 大学等に進学する者の生年月日 _____ 年 月 日
 - 3 進学先
学校名 _____
 - 4 進学後の居住先（該当する□にチェックを入れてください。）
 大学等進学前の住宅と同じ
 転居により大学等進学前と異なる住居に居住（居住（予定）地を記載してください。）
 居住（予定）地 _____
 - 5 関係書類
 - (1) 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか
 - ・ 入学金を納付したことを証明する書類の写し
 - ・ 入学金延納（進学後に納付すること）を申請した書類の写し
 - ・ 入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
 - (2) 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
 - (3) その他支給決定にあたり必要な書類
 ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。
 - 6 進学準備給付金振込先（大学等に進学する者の口座に限ります。）
 金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合
 （該当する金融機関の種類に○をしてください。）
 支店名 _____ 支店
 預金種類 普通預金 当座預金
 （該当する□にチェックを入れてください。）
 口座番号

--	--	--	--	--	--	--	--

 （右につめてご記載ください。）
 （カ ナ）
 口座名義人 _____
- ※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。
- ※ この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座の登録をしている場合も上記に記載をお願いいたします。

（規格A4）

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の生活保護法施行細則(次項において「旧規則」という。)の規定に基づいて提出されている申請書は、改正後の生活保護法施行細則に基づいて提出された申請書とみなす。

3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

三重県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年二月二十七日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第四号

三重県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

三重県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(令和二年三重県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(文書の交付に代えて行う重要事項等の提供の方法)	(文書の交付に代えて行う重要事項等の提供の方法)
第六条 条例第十五条第七項の規則で定める方法は、第四項で定めるところにより、入居申込者の承諾を得て、同条第一項の重要事項及び同条第二項の事項(以下この条において単に「重要事項等」という。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供する方法とする。	第六条 条例第十五条第七項の規則で定める方法は、第四項で定めるところにより、入居申込者の承諾を得て、同条第一項の重要事項及び同条第二項の事項(以下この条において単に「重要事項等」という。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供する方法とする。
一 (略)	一 (略)
一 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。)をもつて調製するファイルに重要事項等を記録したものを交付する方法	一 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに重要事項等を記録したものを交付する方法
2～5 (略)	2～5 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県立子ども心身発達医療センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年二月二十七日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第五号

三重県立子ども心身発達医療センター条例施行規則の一部を改正する規則

三重県立子ども心身発達医療センター条例施行規則(平成二十九年三重県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表(第六条関係)	別表(第六条関係)

区分	単位	金額(円)	区分	単位	金額(円)
Ⅰ 洗濯料	一月につき	七、三〇〇	Ⅰ 洗濯料	一月につき	六、四〇〇
イ 入院日数が同一の月に おいて十五日以上のとき			イ 入院日数が同一の月に おいて十五日以上のとき		
ロ 入院日数が同一の月に おいて十四日以内のとき			ロ 入院日数が同一の月に おいて十四日以内のとき		
Ⅱ～Ⅳ (略)			Ⅱ～Ⅳ (略)		

附 則

上の規則は、令和六年四月一日から施行する。

告 示

三重県告示第 122 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和 6 年 2 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	指定年月日
かわいまち歯科口腔医院	松阪市川井町字下大坪 910-1	居宅療養管理指導	令和 3 年 4 月 1 日
かわいまち歯科口腔医院	松阪市川井町字下大坪 910-1	介護予防居宅療養管理指導	令和 3 年 4 月 1 日

三重県告示第 123 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 6 年 2 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
訪問介護 幸結	伊勢市旭町 200 番 3	訪問介護	事業所所在地	伊勢市旭町 200 番 3	伊勢市勢田町 335 番地 1	令和 5 年 6 月 1 日

三重県告示第 124 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 6 年 2 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
ウエルネス医療クリニック	桑名市新西方 3 丁目 218 番地	短期入所療養介護	令和 6 年 1 月 31 日
ウエルネス医療クリニック	桑名市新西方 3 丁目 218 番地	介護予防短期入所療養介護	令和 6 年 1 月 31 日
前沢歯科クリニック	名張市希中央 5-40	居宅療養管理指導	令和 5 年 11 月 30 日
前沢歯科クリニック	名張市希中央 5-40	介護予防居宅療養管理指導	令和 5 年 11 月 30 日
久居野村調剤薬局	津市久居野村町 514-3	居宅療養管理指導	令和 5 年 12 月 31 日
久居野村調剤薬局	津市久居野村町 514-3	介護予防居宅療養管理指導	令和 5 年 12 月 31 日

三重県告示第 125 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する

法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、次のとおり介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和6年2月27日

三重県知事 一見勝之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	指定年月日
かわいまち歯科口腔医院	松阪市川井町字下大坪 910-1	居宅療養管理指導	令和3年4月1日
かわいまち歯科口腔医院	松阪市川井町字下大坪 910-1	介護予防居宅療養管理指導	令和3年4月1日

三重県告示第126号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（同法第54条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和6年2月27日

三重県知事 一見勝之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
訪問介護 幸結	勢市旭町 200番 3	訪問介護	事業所所在地	伊勢市旭町 200番 3	伊勢市勢田町 335番地 1	令和5年6月1日

三重県告示第127号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（同法第54条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和6年2月27日

三重県知事 一見勝之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
ウエルネス医療クリニック	桑名市新西方 3丁目 218番地	短期入所療養介護	令和6年1月31日
ウエルネス医療クリニック	桑名市新西方 3丁目 218番地	介護予防短期入所療養介護	令和6年1月31日
前沢歯科クリニック	名張市希中央 5-40	居宅療養管理指導	令和5年11月30日
前沢歯科クリニック	名張市希中央 5-40	介護予防居宅療養管理指導	令和5年11月30日
久居野村調剤薬局	津市久居野村町 514-3	居宅療養管理指導	令和5年12月31日
久居野村調剤薬局	津市久居野村町 514-3	介護予防居宅療養管理指導	令和5年12月31日

三重県告示第128号

三重県青少年健全育成条例（昭和46年三重県条例第62号）第11条第1項の規定により、有害な興行として次のとおり指定しました。

令和6年2月27日

三重県知事 一見勝之

番号	区分	興行名	配給会社名等	指 定 年 月 日	指定理由
23	映画	悪い子バビー（原題）BAD BOY B UBBY	コピアポア・フィルム	令和6年2月27日	著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残忍性を助長するため、青少年に観覧させることがその健全な育成を阻害すると認められる。
24	映画	哀れなるものたち（原題）POOR THINGS	ウォルト・ディズニー		
25	映画	人妻集団性交クラブ	新東宝映画		
26	映画	アイズワイドシャット（原題）EYES	ワーナー・ブラザーズ		

		W I D E S H U T	映画		
27	映画	ラ・メゾン 小説家と娼婦 (原題) LA MAISON	シンカ		
28	映画	エマニエル夫人 [4Kレストア版] (原題) EMMANUELLE	ファインフィルムズ		
29	映画	続・エマニエル夫人 [デジタルリマスター版] (原題) EMMANUELLE L'ANTIVIERGE	ファインフィルムズ		
30	映画	むちゃ振り開花中 浮気っ娘と火照り妻	オーピー映画		
31	映画	痴態道楽 熟女発情くりかえし	オーピー映画		
32	映画	ヌギヌギパニック 脱ぎたい女	オーピー映画		
33	映画	人妻の虜 隣のあさみさん	オーピー映画		
34	映画	淫乱旅行 美乳姉妹イキ	オーピー映画		
35	映画	もっこり万華鏡 欲情した五人の女たち	オーピー映画		
36	映画	ラブホ肉欲密会 揺れて揺さぶる 5分前	オーピー映画		
37	映画	変態の季節 恍惚のいぶき	オーピー映画		
38	映画	べろりん性活 背徳ルームシェア	オーピー映画		
39	映画	淫ら濡れ さあやとこはる再会	オーピー映画		
40	映画	淫語集団 あえぎの多重奏	オーピー映画		
41	映画	わたしの同級生 肉感の果てに	オーピー映画		
42	映画	美麗お姉さん 痴情愛情七変化	オーピー映画		
43	映画	お熱いあの娘 裸でアタック	オーピー映画		
44	映画	サンクスギビング (原題) THANKS GIVING	ソニー・ピクチャーズ		
45	映画	Firebirdファイアバード (原題) FIREBIRD	リアリーライクフィルムズ		

三重県告示第 129 号

土壤汚染対策法 (平成 14 年法律第 53 号) 第 11 条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 6 年 2 月 27 日

三重県知事 一見勝之

- 1 形質変更時要届出区域
三重県鈴鹿市大池三丁目 1829 番 4 の一部、1829 番 5 の一部、1830 番 4 の一部、1831 番 1 の一部、1831 番 5
- 2 土壤汚染対策法施行規則 (平成 14 年環境省令第 29 号。以下「規則」という。) 第 31 条第 1 項の基準に適合しない特定有害物質の種類
シアン化合物

三重県告示第 130 号

漁業災害補償法 (昭和 39 年法律第 158 号) 第 118 条第 1 項の規定により一定の水域を次のとおり定めます。漁業災害補償法の規定による一定の水域の設定 (平成 31 年三重県告示第 106 号) は、廃止します。なお、施行日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例によるものとします。

令和 6 年 2 月 27 日

三重県知事 一見勝之

法第 114 条に掲げる養殖業

小割り式 1 年魚はまち養殖業、小割り式 2 年魚はまち養殖業、小割り式 3 年魚はまち養殖業、小割り式 1 年魚たい養殖業、小割り式 2 年魚たい養殖業、小割り式 3 年魚たい養殖業、小割り式さけ・ます養殖業、小割り式 1 年魚ふぐ養殖業、小割り式 2 年魚ふぐ養殖業、小割り式 3 年魚ふぐ養殖業、小割り式 1 年魚かんぱち養殖業、小割り式 2 年魚かんぱち養殖業、小割り式 3 年魚かんぱち養殖業、小割り式ひらめ養殖業、小割り式 1 年魚すずき

養殖業、小割り式2年魚すずき養殖業、小割り式3年魚すずき養殖業、小割り式2年魚ひらまさ養殖業、小割り式3年魚ひらまさ養殖業、小割り式まあじ養殖業、小割り式1年魚しまあじ養殖業、小割り式2年魚しまあじ養殖業、小割り式3年魚しまあじ養殖業、小割り式2年魚まはた養殖業、小割り式3年魚まはた養殖業、小割り式4年魚まはた養殖業、小割り式5年魚まはた養殖業、小割り式すぎ養殖業、小割り式まさば養殖業、小割り式2年魚くろまぐる養殖業、小割り式3年魚くろまぐる養殖業、小割り式4年魚くろまぐる養殖業、小割り式5年魚くろまぐる養殖業、小割り式2年魚めばる養殖業、小割り式3年魚めばる養殖業、小割り式4年魚めばる養殖業、小割り式かわはぎ養殖業、うなぎ養殖業

加入区の名称	区 域	備 考
魚類第1加入区	三重区第1001号、三重区第1002号及び三重区第1003号区画漁業権漁場の区域	鳥羽磯部(桃取町)
魚類第2加入区	三重区第1501号区画漁業権漁場の区域	三重外湾(宿浦)
魚類第3加入区	三重区第1004号及び三重区第1005号区画漁業権漁場の区域	三重外湾(五ヶ所浦)
魚類第4加入区	三重区第1006号区画漁業権漁場の区域	三重外湾(中津浜)
魚類第5加入区	三重区第1007号、三重区第1008号、三重区第1009号及び三重区第1010号区画漁業権漁場の区域	三重外湾(迫間浦)
魚類第6加入区	三重区第1011号及び三重区第1012号区画漁業権漁場の区域	三重外湾(礫浦)
魚類第7加入区	三重区第1013号区画漁業権漁場の区域	三重外湾(相賀浦)
魚類第8加入区	三重区第1014号及び三重区第1015号区画漁業権漁場の区域	三重外湾(阿曾浦)
魚類第9加入区	三重区第1016号及び三重区第1502号区画漁業権漁場の区域	三重外湾(奈屋浦)
魚類第10加入区	三重区第1017号、三重区第1018号、三重区第1019号及び三重区第1503号区画漁業権漁場の区域	三重外湾(神前浦)
魚類第11加入区	三重区第1020号、三重区第1021号、三重区第1022号、三重区第1023号及び三重区第1024号区画漁業権漁場の区域	三重外湾(方座浦)
魚類第12加入区	三重区第1025号、三重区第1026号、三重区第1027号、三重区第1028号及び三重区第1029号区画漁業権漁場の区域	三重外湾(古和浦)
魚類第13加入区	三重区第1030号、三重区第1031号、三重区第1032号、三重区第1033号及び三重区第1034号区画漁業権漁場の区域	三重外湾(錦)
魚類第14加入区	三重区第1035号及び三重区第1036号区画漁業権漁場の区域	三重外湾(海野)
魚類第15加入区	三重区第1037号区画漁業権漁場の区域	三重外湾(道瀬)
魚類第16加入区	三重区第1038号、三重区第1039号、三重区第1040号及び三重区第1041号区画漁業権漁場の区域	三重外湾(白浦)
魚類第17加入区	三重区第1042号、三重区第1043号、三重区第1044号及び三重区第1045号区画漁業権漁場の区域	三重外湾(引本)
魚類第18加入区	三重区第1046号区画漁業権漁場の区域	三重外湾(矢口浦)
魚類第19加入区	三重区第1047号、三重区第1048号、三重区第1049号、三重区第1050号、三重区第1051号、三重区第1052号及び三重区第1053号区画漁業権漁場の区域	三重外湾(須賀利、引本)
魚類第20加入区	三重区第1054号、三重区第1055号及び三重区第1056号区画漁業権漁場の区域	三重外湾(尾鷲、大曾根)
魚類第21加入区	三重区第1057号区画漁業権漁場の区域	三重外湾(早田)
魚類第22加入区	三重区第1058号、三重区第1059号、三重区第1060号、三重区第1061号、三重区第1062号及び三重区第1063号区画漁業権漁場の区域	三重外湾(三木浦、古江、曾根浦)
魚類第23加入区	三重区第1064号、三重区第1065号、三重区第1066号、三重区第1504号及び三重区第1505号区画漁業権漁場の区域	熊野(二木島、甫母須野)

三重県告示第131号

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第5項の規定に基づき、三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量(令和5年三重県告示第227号)を以下のとおり変更したので、同項において準用する同条第4項の規定により公表します。

令和6年2月27日

三重県知事 一 見 勝 之

次の表の変更前欄に掲げる規定を同表の変更後欄に掲げる規定に傍線で示すように変更する。

変 更 後		変 更 前																					
第2 くろまぐろ（小型魚） 1 都道府県別漁獲可能量 47.5 トン 2 三重県の知事管理漁獲可能量		第2 くろまぐろ（小型魚） 1 都道府県別漁獲可能量 47.5 トン 2 三重県の知事管理漁獲可能量																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業</td> <td>20.9 トン</td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業</td> <td>8.5 トン</td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業</td> <td>4.0 トン</td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） その他漁業</td> <td>14.1 トン</td> </tr> </tbody> </table>		知事管理区分	知事管理漁獲可能量	三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業	20.9 トン	三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業	8.5 トン	三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業	4.0 トン	三重県くろまぐろ（小型魚） その他漁業	14.1 トン	<table border="1"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業</td> <td>19.9 トン</td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業</td> <td>10.5 トン</td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業</td> <td>4.0 トン</td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） その他漁業</td> <td>13.1 トン</td> </tr> </tbody> </table>		知事管理区分	知事管理漁獲可能量	三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業	19.9 トン	三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業	10.5 トン	三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業	4.0 トン	三重県くろまぐろ（小型魚） その他漁業	13.1 トン
知事管理区分	知事管理漁獲可能量																						
三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業	20.9 トン																						
三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業	8.5 トン																						
三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業	4.0 トン																						
三重県くろまぐろ（小型魚） その他漁業	14.1 トン																						
知事管理区分	知事管理漁獲可能量																						
三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業	19.9 トン																						
三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業	10.5 トン																						
三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業	4.0 トン																						
三重県くろまぐろ（小型魚） その他漁業	13.1 トン																						
第3 くろまぐろ（大型魚） 1 都道府県別漁獲可能量 33.3 トン 2 三重県の知事管理漁獲可能量		第3 くろまぐろ（大型魚） 1 都道府県別漁獲可能量 33.3 トン 2 三重県の知事管理漁獲可能量																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県くろまぐろ（大型魚） 定置漁業</td> <td>12.0 トン</td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（大型魚） その他漁業</td> <td>21.3 トン</td> </tr> </tbody> </table>		知事管理区分	知事管理漁獲可能量	三重県くろまぐろ（大型魚） 定置漁業	12.0 トン	三重県くろまぐろ（大型魚） その他漁業	21.3 トン	<table border="1"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県くろまぐろ（大型魚） 定置漁業</td> <td>12.0 トン</td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（大型魚） その他漁業</td> <td>18.3 トン</td> </tr> </tbody> </table>		知事管理区分	知事管理漁獲可能量	三重県くろまぐろ（大型魚） 定置漁業	12.0 トン	三重県くろまぐろ（大型魚） その他漁業	18.3 トン								
知事管理区分	知事管理漁獲可能量																						
三重県くろまぐろ（大型魚） 定置漁業	12.0 トン																						
三重県くろまぐろ（大型魚） その他漁業	21.3 トン																						
知事管理区分	知事管理漁獲可能量																						
三重県くろまぐろ（大型魚） 定置漁業	12.0 トン																						
三重県くろまぐろ（大型魚） その他漁業	18.3 トン																						

三重県告示第 132 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 6 年 2 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
A コープ楠店
四日市市楠町北五味塚字塩役 1465-1 ほか 9 筆

- 2 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社エーコープ近畿	大阪府高槻市番田一丁目 51 番 1 号	正村 栄邦

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社エーコープ近畿	大阪府高槻市番田一丁目 51 番 1 号	高木 克己

- 3 変更年月日
令和5年6月20日
- 4 変更理由
小売業者の代表者の変更のため
- 5 届出の日
令和6年1月31日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和6年2月27日から同年6月27日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第133号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和6年2月27日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
J A 松阪黒部総合センター
松阪市東黒部町天神1番地

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
みえなか農業協同組合	松阪市豊原町 1043 番地 1	前田 孝幸

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
みえなか農業協同組合	松阪市豊原町 1043 番地 1	山本 清巳

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社エーコーブ近畿	大阪府高槻市番田一丁目 51 番 1 号	正村 栄邦
みえなか農業協同組合	松阪市豊原町 1043 番地 1	前田 孝幸

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社エーコーブ近畿	大阪府高槻市番田一丁目 51 番 1 号	高木 克己
みえなか農業協同組合	松阪市豊原町 1043 番地 1	山本 清巳

- 3 変更年月日
令和5年6月24日
- 4 変更理由
 - 2(1) 設置者の代表者の変更のため
 - 2(2) 小売業者の代表者の変更のため

- 5 届出の日
令和6年1月31日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和6年2月27日から同年6月27日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第134号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和6年2月27日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
Aコープうれしの店
松阪市嬉野中川新町四丁目156番地
- 2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
みえなか農業協同組合	松阪市豊原町1043番地1	前田 孝幸

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
みえなか農業協同組合	松阪市豊原町1043番地1	山本 清巳

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社エーコープ近畿	大阪府高槻市番田一丁目51番1号	正村 栄邦

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社エーコープ近畿	大阪府高槻市番田一丁目51番1号	高木 克己

- 3 変更年月日
2(1) 令和5年6月24日
2(2) 令和5年6月20日
- 4 変更理由
2(1) 設置者の代表者の変更のため
2(2) 小売業者の代表者の変更のため
- 5 届出の日
令和6年1月31日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和6年2月27日から同年6月27日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第135号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和6年2月27日

三重県知事 一見勝之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGAドン・キホーテUNY星川店
桑名市大字星川字十二 835 ほか 34 筆

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
UDリテール株式会社	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号	片桐 三希成
株式会社三洋堂ホールディングス	愛知県名古屋瑞穂区新開町18番22号	加藤 和裕

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
UDリテール株式会社	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号	鈴木 康介
株式会社三洋堂ホールディングス	愛知県名古屋瑞穂区新開町18番22号	加藤 和裕

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
UDリテール株式会社	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号	片桐 三希成
種村 勝三	いなべ市員弁町北金井1478-1	種村 勝三
株式会社総本家貝新	桑名市大字小貝須1555番地	水谷 新左衛門
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕2丁目38番地	河合 映治
株式会社三洋堂書店	愛知県名古屋瑞穂区新開町18番22号	加藤 和裕

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
UDリテール株式会社	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号	鈴木 康介
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕2丁目38番地	河合 映治
株式会社三洋堂書店	愛知県名古屋瑞穂区新開町18番22号	加藤 和裕

3 変更年月日

- 2(1) 令和5年9月27日
- 2(2) 令和5年9月30日

4 変更理由

- 2(1) 設置者の代表者の変更のため
- 2(2) 小売業者の代表者の変更及び退店のため

5 届出の日

令和 6 年 2 月 7 日

- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和 6 年 2 月 27 日から同年 6 月 27 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 136 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 6 年 2 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
エーコープ青山店
伊賀市阿保 464 番 ほか
- 2 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社エーコープ近畿	大阪府高槻市番田一丁目 51 番 1 号	正村 栄邦

（変更後）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社エーコープ近畿	大阪府高槻市番田一丁目 51 番 1 号	高木 克己

- 3 変更年月日
令和 5 年 6 月 20 日
- 4 変更理由
小売業者の代表者の変更のため
- 5 届出の日
令和 6 年 1 月 31 日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和 6 年 2 月 27 日から同年 6 月 27 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 137 号

建築基準法第 7 条の 3 第 1 項及び第 6 項の規定による特定工程及び特定工程後の工程の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 6 年 2 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

建築基準法第 7 条の 3 第 1 項及び第 6 項の規定による特定工程及び特定工程後の工程の一部を改正する告示

建築基準法第7条の3第1項及び第6項の規定による特定工程及び特定工程後の工程(平成12年三重県告示第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1 (略)	1 (略)
2 中間検査を行う期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで	2 中間検査を行う期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで
3~5 (略)	3~5 (略)

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

内水面告示

三重県内水面漁場管理委員会告示第1号

第五種共同漁業権に係る令和6年度目標増殖量を次のとおり定めました。

令和6年2月27日

三重県内水面漁場管理委員会会長 浅 尾 和 司

令和6年度目標増殖量

(単位：kg)

漁業権番号	漁業協同組合名	魚 種							
		あゆ	あまご	にじます	おいかわ	こい	ふな	うなぎ	もくずがに
三重内共 第1号	桑 員 河 川	640	20	420	1か所	30	20		
” 第2号	雲 出 川	290	120						
” 第3号	中 村 川	140	30		1か所				
” 第4号	伊 賀 川	340	480	20	1か所	180	40		
” 第5号	名 張 川	750	30	10	1か所	30			
” 第6号	青蓮寺川香落	100	40	20		30			
” 第7号	長瀬太郎生川	380	170		1か所				
” 第8号	櫛田川第一	60						10	
” 第9号	櫛田川河川	330							
” 第10号	櫛田川上流	350	340						
” 第11号	宮 川	420	30		1か所	10		10	
” 第12号	宮川上流	430	170	10	1か所			10	
” 第13号	大内山川	760	30					10	1,690尾
” 第14号	赤 羽 川	40							
” 第15号	銚 子 川	40	10						
” 第16号	銚 子 川	140	30						
” 第17号	大又川飛鳥五郷	520							

※ おいかわの「か所」については、産卵場造成又は保全の数とします。

※ 「こい」については、令和5年6月23日付け三重県内水面漁場管理委員会告示第4号により放流等が制限されています。

(注) 各魚種の標準的な種苗サイズを下記のとおりとします。

あゆ	1尾当たりの重量	3~10g
あまご・にじます	”	3~50g
おいかわ	”	1~10g

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
